



2019年12月18日

各 位

会 社 名 株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表者名 代表取締役 グループ社長執行役員 佐藤 光紀
(JASDAQ コード番号 4293)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、本日、有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

これに併せて、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、過年度に提出しておりました内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提出する訂正報告書

- 第25期 内部統制報告書（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）の訂正報告書
- 第26期 内部統制報告書（自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）の訂正報告書
- 第27期 内部統制報告書（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）の訂正報告書
- 第28期 内部統制報告書（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）の訂正報告書

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を下記の通り訂正いたします。訂正箇所は下線_____を付し表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

2019年9月期の決算監査の過程において、過去4期分（2015年9月期から2018年9月期）の連結納税制度を適用している当社個別財務諸表の繰延税金資産の回収可能性を検討する際に、子会社株式の評価損に係る将来減算一時差異の影響を考慮せず、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）（2016年9月期以前においては、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第66号））における会社分類の判定等を実施している事実が発見されました。これにより、2018年9月期以前の個別財務諸表における繰延税金資産の計上額の訂正が必要であることが判明したため、2019年12月18日付で2015年9月期、2016年9月期、2017年9月期及び2018年9月期の有価証券報告書に係る訂正報告書を提出いたしました。

上記の会計上の誤謬が発生した原因は、連結納税適用時以降、税効果会計に係る専門知識が不足していたことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であります。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでしたが、当該不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書において適正に訂正しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、早急に適切な内部統制を整備し運用していく方針であります。

再発防止方針

- ・ 経理・決算業務に関する専門知識を有した人材の補充
- ・ 経理・決算業務に従事する人員に対する研修の充実
- ・ 経理部門の専門知識の強化及び外部専門家の活用強化

以 上

■本件に関するお問合せ先

経営企画部 I R 課 TEL : 03-6857-7258